

豊川市公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性

(概要版)

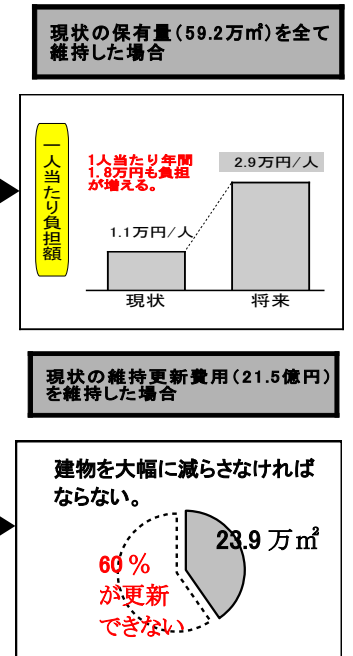
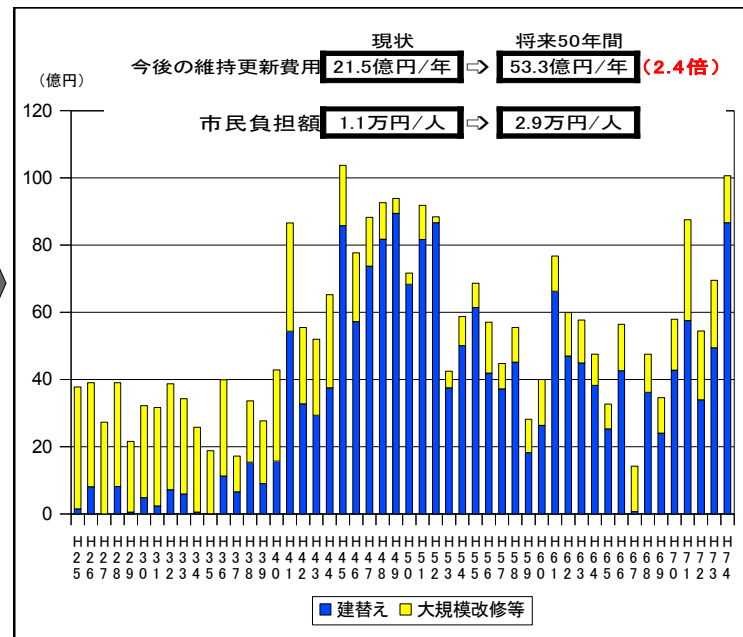
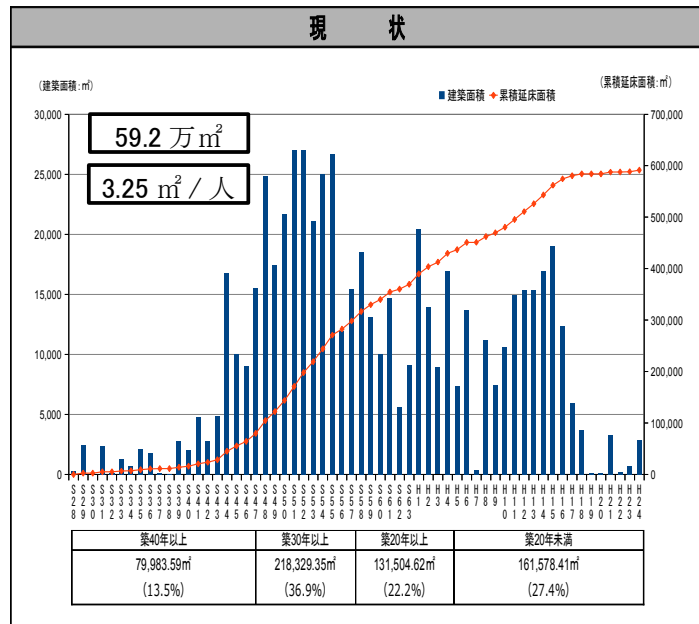


平成26年3月
豊川市

1. 公共施設マネジメントの必要性

将来における公共施設の課題

- 現在の公共施設（病院、職員宿舎は除く。）59万2千㎡をこのまま維持し続けた場合、将来、市民一人当たりの負担額が1.1万円/人から2.9万円/人と年間1.8万円（2.6倍）も負担額が増加します。
- 現状の維持更新費用（平成23年度決算21.5億円）では、現在の公共施設の23万9千㎡（40%）しか更新できず、60%が更新できなくなります。



- どちらも現状の財政状況や市民サービスの提供に大きな影響を与えるため不可能
- このままの状況で何も対策を講じなければ、⇒ 老朽化による施設の“使用禁止”、あるいは“財政破たん”を招くことになる。

公共施設マネジメントが必要

2. 公共施設削減目標値の設定

公共施設削減目標

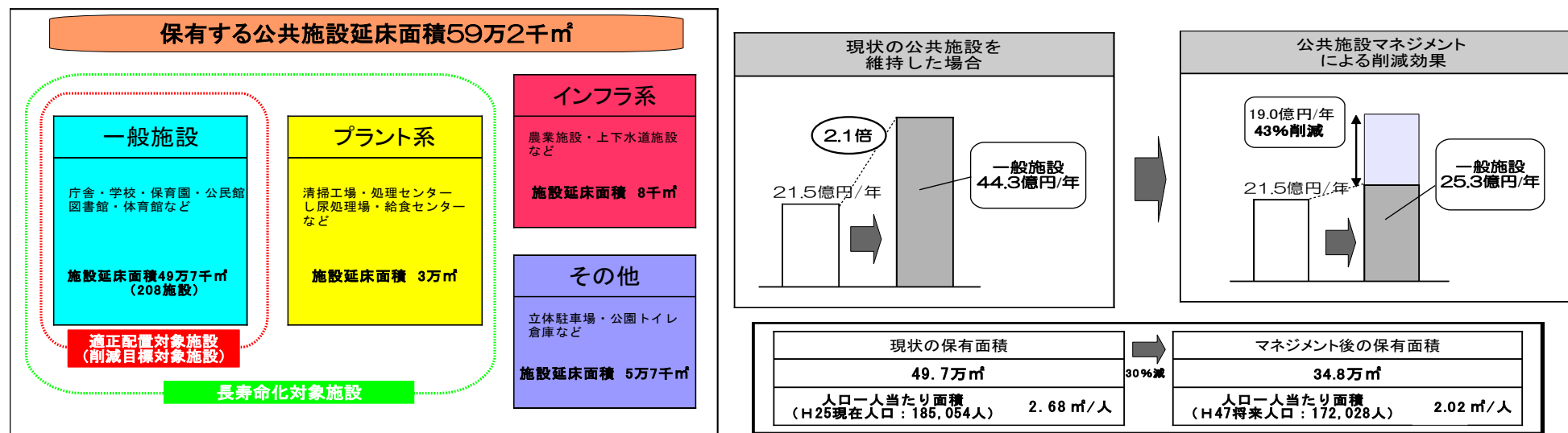
- 公共施設削減目標の対象とする施設は、市が保有する公共施設（59万2千㎡）のうち、公共施設白書の対象施設である庁舎、学校、保育園などの一般施設（49万7千㎡）とします。
- 一般施設の将来50年間のトータルコスト（建替え：建設後60年、大規模改修：建設後30年、修繕：建設後15年、45年）は、総額2,215億円、年平均44.3億円/年となります。 ➡ **〔現状の公共施設の維持・更新費用（H23決算：21.5億円）の2.1倍〕**

改善項目

- ① 長寿命化（建替え時期70年、大規模改修時期35年）、維持管理コストの見直し（事後保全から予防保全へ）
⇒ 50年間トータルコストが1,756億円、年平均35.1億円/年（約20%削減可能）
- ② さらに施設の集約化・複合化、統廃合による削減面積30%、建替え単価1割抑制
⇒ 50年間トータルコストが1,266億円、年平均25.3億円/年（約43%削減可能）

削減目標

今後50年間の一般施設の年平均トータルコストの削減目標を43%、市の保有面積の削減目標を50年間で30%と設定します。



3. 公共施設適正配置に向けた基本的な考え方

(1) 公共施設適正配置計画基本方針

1. 保有総量の縮減

- ・人口減少と少子高齢化の進行に対応するため、老朽化施設の統廃合等による根本的な保有総量の縮減を行います。
- ・現在、既に整備に向けて計画的な取組みが進められているものを除き、新規の公共施設の建設事業はできる限り抑制します。
- ・施設の更新時期には、施設の配置状況・利用実態等を踏まえ、複合化、機能転換、統廃合等の可能性を検討します。
- ・公共施設の約41%を占める学校教育施設を地域ニーズに応じて複合化等により有効活用します。

1-(1) 施設重視から機能優先への転換と多機能化・複合化の推進

- ・「施設ありき」の考えはやめ、施設の「機能」を重視し、「機能」はできる限り維持しつつ、「施設」は削減していくという考え方を基本として検討します。
- ・機能や利用圏域の重複する施設は、稼働率や空きスペースの状況を検証しつつ整理統合を含めて検討します。
- ・用途の異なる施設についても、機能面からの多機能化・複合化を視野に効率的な機能配置を検討し、先導的モデル事業につなげます。

1-(2) 総量縮減に向けた優先順位の整理

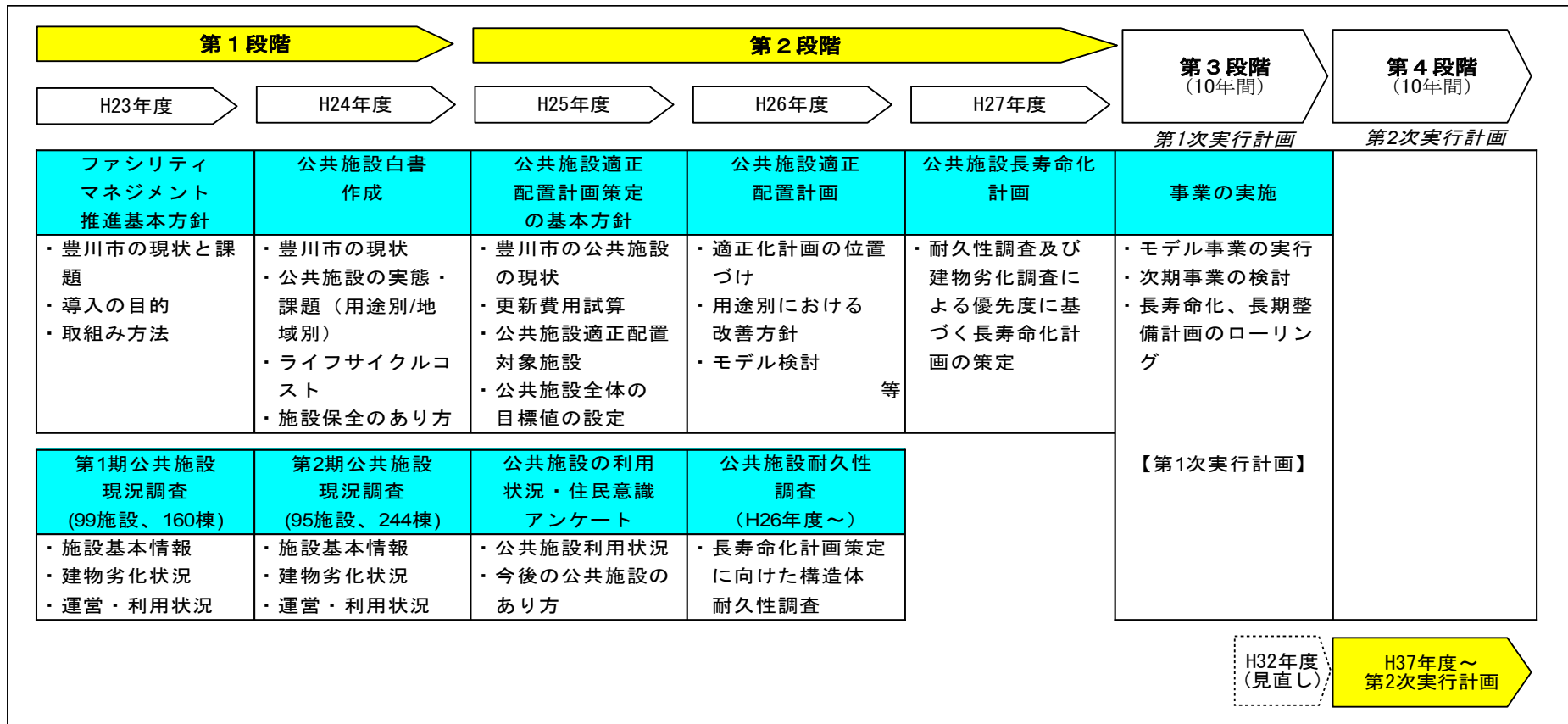
- ・今後の高齢者人口の増加、児童生徒数の推移、行政需要や市民ニーズの量と質の変化の動向などを把握し、社会環境の変化に応じた公共施設再配置の優先順位づけを行います。

2. 計画的な維持保全による長寿命化等

- ・公共施設長寿命化計画策定にあたっては、施設の適正配置にかかる方針、計画を踏まえ、適切な手法による建物評価を行い、計画的な保全・建物の長寿命化を実行し、工事コスト、運営コストの最適化による財政負担の縮減と平準化を図ります。

(2) 計画期間

- 〔第1段階：平成23年度～平成24年度〕 (取組み内容) 公共施設の現況調査(23・24年度)、公共施設白書作成(24年度)
- 〔第2段階：平成25年度～平成27年度〕 (取組み内容) 公共施設適正配置計画基本方針(25年度)及び基本計画(26年度)策定
(行政経営改革アクションプラン計画期間) 公共施設長寿命化計画策定(27年度)
- 〔第3段階：平成28年度～10年間〕 (取組み内容) 第1次実行計画の策定(5年後の32年度に進行状況等を検証し、見直し)
- 〔第4段階：平成37年度～10年間〕 (取組み内容) 第2次実行計画の策定



(3) 公共施設マネジメントの推進体制

- ① 施設データ等の一元的な管理を図り、施設の保全・更新に関して、企画・財政部局における実施計画や次年度予算の査定にあたっての事前評価を行います。
 - ⇒ 平成26年度：実施プランとなる「公共施設適正配置計画」を策定します。
 - 平成27年度以降：「公共施設適正配置計画」の進行管理を通じて評価を実施します。
- ② 統一的な施設保全計画のもと、施設の長寿命化を図ります。
 - ⇒ 平成27年度：「公共施設適正配置計画」による施設の重点度、改修等の緊急度をもとに「公共施設長寿命化計画」を策定します。
- ③ 公共施設適正配置計画、長寿命化計画を総合的に実施していくため、施設の建築営繕行政の一元化を検討します。
 - ⇒ 「公共施設適正配置計画」、「公共施設長寿命化計画」に基づき、施設の保全、更新を実施します。
 - 施設の長寿命化対策を一元化して進めます。

[効果]

- ・ 市全体の施設の状態等を把握することができ、施設保全・更新にあたりこれまで以上に無駄を無くした対策が可能となります。
- ・ 部局の垣根を越えた、他用途への転用など、公共施設の適正化において総合的な対応が適切に進められます。
- ・ 部局横断的に市全体の施設を対象とすることで、総合的な判断のもと、保全・更新や維持管理にかかる予算の適正な配分を実現することができます。
- ・ 財政・管財部局と建築営繕部門が一体的に機能することで、資産経営的な視点を強めた行政運営が可能となり、より確実かつ円滑に公共施設マネジメントを実施する体制を構築することができます。

4. 用途別施設のあり方の方向性

用途別における施設のあり方の方向性

施設の状況、市民ニーズ、施設の課題等を踏まえ、公共施設適正配置に向けた基本的な考え方に基づき、今後の用途別における施設のあり方の方向性は、以下のとおりとします。

(1) 庁舎等

用途	方向性
庁舎等	<ul style="list-style-type: none">・ 本庁については、老朽化が進行しているため、早急に老朽化対策に取り組む。また、市の中心的施設としてふさわしい市民サービス環境の改善を図るため、他の施設で業務を行っている行政組織を本庁に集約するとともに、一部本庁の行政組織を他の施設へ移転することに向けての検討を行うものとする。・ 支所については、業務内容など行政サービスのあり方を総合的に検討し、今後、庁舎施設を維持していくことの是非を含めたなかで他の施設との複合化や周辺公共施設への機能移転も考慮し、全体としての総量の縮減を図るものとする。

(2) 文化施設

用途	方向性
文化施設	<ul style="list-style-type: none">・ 桜ヶ丘ミュージアムは、平成25年度より大規模改修を行うことにより、今後は、市民にとってより利便性の高い、魅力ある機能重視の施設としての検討を進めていくものとする。・ 文化会館、音羽文化ホール、御津文化会館及び小坂井文化会館については、平成24年3月策定の「とよかわ文化芸術創造プラン」に基づき、様々な事業を実施しているところではあるが、その評価をみながらホールとして重複する機能については、集約する等の方向で検討するものとする。その際、あわせて施設の機能強化、長寿命化対策に取り組むものとする。・ 勤労福祉会館については、大研修ホールのみならず様々な機能を兼ね備えている施設のため、総合的に施設のあり方について検討を行うものとする。

(3) 保健・福祉施設

用途	方向性
保健施設	<ul style="list-style-type: none">・ 保健センターについては、休日夜間急病診療所を備えた市の中核となる施設のため、今後は早急に施設の長寿命化を含めた老朽化対策への取組みを図り、あわせて利用者ニーズに適合した市民サービスの向上を図るものとする。・ 健康福祉センター、音羽福祉保健センター及び御津福祉保健センターについては、保健センター機能の見直しを図るとともに、他の用途に機能転換し、施設の複合化の検討を行うものとする。
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者入浴施設を備えた施設については、今後の高齢化の進行を踏まえつつ、行政として提供すべきサービスについて再検証のうえ、施設の機能転換や用途廃止を含めて今後のあり方を検討するものとする。・ 高齢者交流施設については、シルバー人材センター事務局を施設内に設置し、公共スペースはシルバー人材センター会員の利用が主となっているため、シルバー人材センター事務局の設置場所に応じて今後のあり方を検討するものとする。・ 高齢者相談センターについては、介護保険法に基づく必置の施設であり、日常生活圏域ごとに置かれていることから、現在の施設の状況によっては、配置場所の検討を行っていくものとする。
障害児者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者ニーズに即した障害児者福祉施設の拠点として維持していくとともに、効率的かつ適切な管理運営を図るものとする。
その他福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者制度導入による効果を明確化し、他の関連事業とも連携を図りながら、事業展開等の工夫など、より効果的な管理運営を図るとともに、将来的な施設のあり方についても検討するものとする。

(4) 児童福祉施設

用途	方向性
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none">「豊川市次世代育成支援対策地域行動計画」に配慮しつつ、地域バランスを是正するとともに、老朽化対策の検討にあたっては、学校、他の公共施設の余剰スペース等の活用を検討し、単独施設としてのあり方を見直すものとする。

(5) 保育園

用途	方向性
保育園	<ul style="list-style-type: none">「健全な財政運営に向けて（平成25年3月第5次改訂版）」の取組みにあわせ、公立保育所については、民営化を促進するとともに、地域バランスや入所児童数に配慮しながら施設の統廃合を進め、保有面積の削減を図るものとする。

(6) 観光施設

用途	方向性
観光施設	<ul style="list-style-type: none">直営施設にあつては、管理費の精査を行い、より効率的な管理運営を行うものとする。指定管理者制度導入施設は、より効率的で効果的に観光振興を図るため、指定管理者との協議・調整を積極的に行うものとする。多様化する利用者ニーズへ柔軟に対応し、利用向上を図るものとする。

(7) 公民館等

用途	方向性
公民館	<ul style="list-style-type: none">公民館は、社会教育法に基づき整備された施設ではあるものの、実際の運営・利用実態は地域のコミュニティ施設的な要素が大きい。したがって、同一利用圏域の他施設との複合化を検討するほか、指定管理者制度の導入など運営方法の見直しを行うものとする。
地区市民館等	<ul style="list-style-type: none">地区市民館等は、地域コミュニティの拠点及び災害時の指定避難所として地域住民に欠かせないものであるため、適切な長寿命化を図りつつ、同一利用圏域において機能が重複する他施設との集約化・多機能化について、地域バランスを考慮しつつ総量の縮減も検討するものとする。小坂井文化センターは、隣保事業を行う隣保館として、他の社会福祉施設等との機能連携を図りつつ、長寿命化対策に取り組むものとする。
老人憩の家	<ul style="list-style-type: none">集会施設としての機能の重複等から、他施設による機能代替、複合化について、同一利用圏域単位での検証を行うものとする。市全体でのバランスを是正するため、機能転換、地元町内会への無償貸付や譲渡、施設の廃止を含めた検討を行うものとする。

(8) 公営住宅

用途	方向性
公営住宅	<ul style="list-style-type: none">公営住宅は、公共施設の約15%と学校教育施設に次いで多くの面積を占めており、財政に与える影響が大きいため、今後は「住宅マスタープラン」との整合性を図りつつ、保有総量を縮減するものとする。

(9) 消防施設

用途	方向性
消防施設	<ul style="list-style-type: none">消防力適正配置検討委員会の意見を踏まえつつ、変化する消防環境と増大多様化する消防需要に対応した効率的かつ効果的な消防体制の構築を図るとともに、南海トラフ巨大地震等大規模災害に備えた防災体制と連携した施設のあり方を検討するものとする。

(10) 学校教育施設

用途	方向性
小学校	・ 児童数の推移や小学校 35 人学級化の動向等を踏まえながら、学校の適正規模、適正配置の検討を進めるとともに、老朽化の進む校舎の長寿命化や必要に応じて他の公共施設との複合化等を図るものとする。
中学校	・ 生徒数の推移等を踏まえながら、校舎の長寿命化対策に取り組むとともに、校舎を更新する際には、適正な規模とし、全体として保有面積の縮減を図るものとする。

(11) 生涯学習施設

用途	方向性
生涯学習施設	・ 市全体としての生涯学習施設の配置状況、あり方など総合的な視点に立ち検討し、他施設との複合化や他施設への機能を集中させるなど全体としての総量の縮減を図るものとする。

(12) 体育施設

用途	方向性
体育施設	・ 市全体としての適正規模の体育施設の配置状況を検討し、多面的な利用や利用時間の拡大等による利用率の向上を図るものとする。 ・ 地域体育館と近隣学校体育館との共有化、一般開放サービスの拡充等により総量縮減を図るものとする。